

担い手経営リスク軽減緊急対策事業実施要綱

平成28年10月11日28経営第1587号農林水産事務次官依命通知
改正：令和2年3月30日元経営第3160号
令和3年3月26日2経営第3379号

第1 目的

我が国の農業においては、英国のEU離脱に伴う不安定化、世界経済の需要の低迷、成長の減速等のリスクが懸念される中で、農業経営体の資金繰りに万全を期すことが緊急の課題となっている。

このため、英国のEU離脱に伴う不安定化、世界経済の需要の低迷、成長の減速等のリスクに対応して借り入れる農林漁業セーフティネット資金について、金利負担を軽減するための利子助成金の交付を内容とする担い手経営リスク軽減緊急対策事業（以下「本事業」という。）を実施するものである。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から経営局長が選定した団体とする。

事業実施主体は、本事業を実施するに当たり、利子助成金の交付に係る事務手続等に関する規程（以下「交付規程」という。）を作成し、経営局長の承認を得るものとする。

第3 事業の内容

1 利子助成金の交付事業

平成28年10月11日又は第2により事業実施主体が選定された日のいずれか遅い日から平成29年3月31日までに貸付決定が行われた農林漁業セーフティネット資金（農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7581号農林水産事務次官依命通知。以下「セーフティネット資金実施要綱」という。）第2の1の(3)に定める資金をいう。）について、以下のとおり、対象要件を満たす借入者に対し、利子助成金を交付するものとする。

2 対象要件

以下の(1)から(3)までの要件を満たす者であること。

(1) 次に掲げる者のいずれかに該当すること（ただし、経営局長が農業者の資金繰りに著しい支障を来していることから利子助成金の交付が特に必要と認める場合には、この限りでない。）

① 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2に定めるものをいう。以下同じ。）において地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた交付対象者を含む。）

② 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）から農用地等（同法第2条第2項に規定する農用地等をいう。以下同じ。）を借り受けた認定農業者

- (2) 次の①から③に掲げる条件のいずれかに該当すること
 - ① 自ら又は出荷先が農産物の輸出に取り組んでいること
 - ② 自ら又は出荷先が農産物を加工するとともにその加工品の輸出に取り組んでいること
 - ③ 農産物及びその加工品の販売によって得た粗収益のうち、過半が実需者又は消費者との直接取引によること
- (3) 現在常時雇用している従事者の維持を図ること
- 3 実質負担利率の軽減幅
貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）とし、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）別表第15の1の表中（3）農林漁業セーフティネット資金の項の実質負担利率の軽減幅の欄に掲げる実質負担利率の軽減幅とする。
- 4 利子助成対象期間
貸付当初5年間
- 5 融資枠
100億円
- 6 利子助成対象の確認
本措置の対象となる上記2の要件の確認は、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）が融資審査において、経営安定計画書（セーフティネット資金実施要綱別紙様式）により行うものとする。

第4 利子助成金の交付手続

- 1 利子助成金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）は、公庫に対して、借入申込を行うに際し、交付規程の定めるところにより利子助成金の交付手続等に関する委任状を併せて提出するものとする。
- 2 公庫は、貸付けの決定後速やかに、事業実施主体に対し、1の委任状に基づき交付希望者に代わって、交付規程の定めるところにより利子助成金の交付申請書、第3の6で要件確認した経営安定計画書の写し及び貸付けの決定の内容を記載した書類を提出するものとする。
事業実施主体は、利子助成金の交付の適否を審査し、利子助成金を交付すべきものと認めるときは、その旨を交付規程の定めるところにより交付希望者に通知するとともに、その内容を公庫に通知するものとする。
- 3 公庫は、貸付けの実行後速やかに、事業実施主体に対し、交付規程の定めるところにより実行の内容を記載した書類を提出するものとする。
- 4 公庫は、2により利子助成金の交付の決定の通知を受けた交付希望者（以下「交付対象者」という。）の利払期に応じて、事業実施主体に対し、交付規程の定めるところにより利子助成金の交付を申請するものとする。交付される利子助成金は、公庫が代理受領をして利子に充当するものとする。

第5 利子助成金の交付の停止及び返還

- 1 事業実施主体は、交付対象者に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ改善の見込みがないと認められるときは、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金の全部又は一部について、交付対象者から返還させることができるものとする。
 - (1) 利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき

- (2) 公庫が交付対象者に対して繰上償還の請求を行ったとき
 - (3) 交付対象者が公庫に対し利息の支払の期限到来後1年を経過して、なお、利息の支払をしなかったとき
 - (4) 人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた交付対象者が、地域の中心となる経営体に位置付けられなかったとき（ただし、農業者の資金繰りに著しい支障を来しているとして経営局長が特に必要と認める場合には、この限りでない。）
 - (5) その他経営局長の承認を受けて事業実施主体が別に定める事由が生じたとき
- 2 事業実施主体は、前項の規定により、交付対象者に利子助成金の返還をさせた場合は、当該利子助成金を国に納付するものとする。

第6 指導監督

経営局長は、事業実施主体の本事業の実施に関し指導監督を行い、必要な措置を講ずることができるものとする。

第7 報告等

- 1 事業実施主体は、平成28年度以降毎年度、別記様式第1号により、当該年度の利子助成金等交付計画書を作成し、当該年度開始前に経営局長に提出して承認を受けなければならない。
- 2 事業実施主体は、本事業が完了するまで毎年度、別記様式第2号により当該年度の利子助成金等交付実績報告書を作成し、当該年度終了後3か月以内に経営局長に提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、1の交付計画を変更しようとする場合には、別記様式第3号により、当該年度の利子助成金等交付計画変更承認申請書を経営局長に提出して承認を受けなければならない。ただし、経営局長が定める軽微な変更についてはこの限りではない。
- 4 事業実施主体は、本事業の遂行が困難になった場合には、その理由及び本事業の遂行状況を記載した書類を経営局長に提出し、その指示を受けなければならない。

第8 経理の区分

事業実施主体は、本事業の経理について、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

第9 国の補助等

国は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、利子助成金等交付事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、補助するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、経営局長が定めるものとする。

附 則 （平成28年10月11日28経営第1587号）
この通知は、平成28年10月11日から施行する
附 則 （令和2年3月30日元経営第3160号）
この通知は、令和2年4月1日から施行する

附 則 （令和3年3月26日 2 経営第3379号）

1. この通知は、令和3年4月1日から施行する。
2. この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
3. この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式 第1号 (第7の1関係)

年度利子助成金等交付計画書

番 年 月 号 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
申請者名

担い手経営リスク軽減緊急対策事業実施要綱第7の1の規定に基づき、下記のとおり承認を申請する。

記

1 利子助成金等交付事業計画

(1) 平成28年度交付決定分の利子助成金

(単位：千円)

貸付残高	利子助成金交付額	備考

(2) 交付事務関係費 _____ 千円

2 添付書類

利子助成金等交付事業に関する事業計画書及び収支予算書等

別記様式 第2号 (第7の2関係)

年度利子助成金等交付実績報告書

番 年 月 号 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
申請者名

担い手経営リスク軽減緊急対策事業実施要綱第7の2の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 利子助成金等交付事業実績

(1) 平成28年度交付決定分の利子助成金

(単位：円)

助成対象資金貸付金残高		利子助成金交付額	備 考
期首貸付金残高	期末貸付金残高		

(2) 交付事務関係費 _____ 円

2 添付書類

利子助成金等交付事業に関する事業報告書等

別記様式 第3号 (第7の3関係)

年度利子助成金等交付計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
申請者名

令和 年 月 日付け 経営第 号で承認の通知があった上記の利子助成金等交付計画について、下記のとおり変更したいので、担い手経営リスク軽減緊急対策事業実施要綱第7の3の規定に基づき、承認を申請する。

記

- 1 計画変更理由
- 2 変更後利子助成金等交付計画